

秋田市教育委員会
令和6年3月定例会
(事前配布資料)

【資料目次】

付議案件

議案第2号 秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する件	… 1
議案第3号 秋田市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を設定する件	… 4
議案第4号 秋田市指定文化財の指定に関する件	… 8

教育長等の報告

(3) 学校適正配置に関する地域協議の開催状況等について	…20
------------------------------	-----

議案第2号

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する件

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を次のように改正する。

令和6年3月14日提出

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する規則
秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則（昭和58年秋田市教委規則
第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表秋田市立下北手小学校等共同調理場の項中「、太平小学校および下北手中学校」を「および太平小学校」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

下北手中学校の廃止に伴い、下北手小学校等共同調理場において実施する学校給食の対象校を改めるため、改正しようとするものである。

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部改正

第1 改正理由

下北手中学校の廃止に伴い、下北手小学校等共同調理場において実施する学校給食の対象校を改めるため、改正しようとするものである。

第2 改正要旨

1 第2条関係（学校給食の対象校）

下北手小学校等共同調理場において実施する学校給食の対象校から下北手中学校を削るもの

2 附則関係

施行は、令和6年4月1日からとするもの

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則新旧対照表

改 正 案	現 行																
<p>第1条 (略)</p> <p>(学校給食の対象校)</p> <p>第2条 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">共同調理場等</th> <th>対象校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>秋田市立下北手小学校 等共同調理場</td> <td>下北手小学校および太 平小学校</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下 (略)</p>	共同調理場等	対象校	(略)		秋田市立下北手小学校 等共同調理場	下北手小学校および太 平小学校	(略)		<p>第1条 (略)</p> <p>(学校給食の対象校)</p> <p>第2条 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">共同調理場等</th> <th>対象校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>秋田市立下北手小学校 等共同調理場</td> <td>下北手小学校、<u>太平小</u> <u>学校</u>および下北手中学 <u>校</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下 (略)</p>	共同調理場等	対象校	(略)		秋田市立下北手小学校 等共同調理場	下北手小学校、 <u>太平小</u> <u>学校</u> および下北手中学 <u>校</u>	(略)	
共同調理場等	対象校																
(略)																	
秋田市立下北手小学校 等共同調理場	下北手小学校および太 平小学校																
(略)																	
共同調理場等	対象校																
(略)																	
秋田市立下北手小学校 等共同調理場	下北手小学校、 <u>太平小</u> <u>学校</u> および下北手中学 <u>校</u>																
(略)																	

議案第3号

秋田市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を設定する件

秋田市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を次のように設定する。

令和6年3月14日提出

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

秋田市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する指針を踏まえ、市立の小学校、中学校および高等学校の法第2条第2項に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）が正規の勤務時間およびそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康および福祉の確保を図るために講ずべき措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育職員の業務量の適切な管理等)

第2条 秋田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育職員の在校等時間（当該教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に定める時間の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1 箇月について45時間

(2) 1 年について360時間

2 教育委員会は、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、教育職員が一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に定める時間の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。この場合において、1年のうち1箇月における教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間が45時間を超える月数については、6箇月以内とするものとする。

(1) 1 箇月について100時間未満

(2) 1 年について720時間

(3) 1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1 箇月、2 箇月、3 箇月、4 箇月および5 箇月の期間を加えたそれぞれの期間における1 箇月当たりの平均時間について80時間

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康および福祉の確保を図るために講ずべき措置に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和6年8月31日までの間における第2条第2項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「5箇月の期間」とあるのは、「5箇月の期間（令和6年4月以後の期間に限る。）」とする。

提案理由

教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康および福祉の確保

を図るために講ずべき措置に関し必要な事項を定めるため、この規則を設定しようとするものである。

秋田市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の設定

第1 設定理由

教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康および福祉の確保を図るために講ずべき措置に関し必要な事項を定めるため、この規則を設定しようとするものである。

第2 要旨

1 第1条関係（趣旨）

この規則は、教育職員が正規の勤務時間およびそれ以外の時間に行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康および福祉の確保を図るために講ずべき措置に関し必要な事項を定めることとするもの

2 第2条関係（教育職員の業務量の適切な管理等）

教育委員会は、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、1箇月について45時間、1年について360時間の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこと等とするもの

3 第3条関係（委任）

この規則に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康および福祉の確保を図るために講ずべき措置に関し必要な事項は、教育長が別に定めることとするもの

4 附則関係

(1) 施行は、令和6年4月1日からとするもの

(2) 令和6年8月31日までの間における教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間に係る1箇月当たりの平均時間の算出に関する経過措置を規定するもの

定例会資料：議案第4号
令和6年3月14日
文化振興課

議案第4号

秋田市指定文化財の指定に関する件

秋田市文化財保護条例（昭和36年秋田市条例第23号）第4条第1項の規定により、秋田市指定文化財に次のとおり指定する。

令和6年3月14日提出

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

秋田市指定文化財に指定する物件

種 別	名 称	員 数	所有者等又は保持者等	
			住 所	氏名又は団体名
有形文化財 (歴史資料)	勝平得之 版画版木	20組	秋田市山王一丁目1番1号	秋田市 秋田市長 穂積 志

提案理由

秋田市文化財保護審議会から答申のあった上記の物件を、秋田市指定文化財に指定しようとするものである。

秋田市指定文化財の指定について

次の物件について、指定候補として秋田市文化財保護審議会に諮問したところ、文化財として指定すべきであるとの答申があったため、秋田市指定文化財に指定しようとするものである。

1 指定しようとする物件

(1) 勝平得之版画版木

2 文化財保護審議会における審議の概要

令和5年8月から2回にわたって開催した秋田市文化財保護審議会において、指定候補物件の調査および審議を行った。その審議結果に基づき、令和6年2月2日開催の審議会に文化財指定について諮問したところ、本物件は市内に所在する貴重な価値をもつ文化財であることから、秋田市指定文化財に指定すべきであるとの答申がなされた。概要は以下のとおりである。

(1) 勝平得之版画版木

本物件は、本市出身の木版画家である勝平得之が、版画を制作する際に用いた版木群である。

勝平得之は、秋田市鉄砲町で生まれ、家業は紙漉き業と左官業であった。20才の頃に浮世絵版画や墨摺り版画に影響を受け独学で版画を学び、色鮮やかな独自の多色摺木版画の技法を完成させた。秋田を離れることなく、生涯にわたり秋田の風景や風俗、そこに生きる人々の生活の様子を描き続け、日本最大級の総合美術展覧会であり、いわゆる「官展」と称される帝展、文展、新文展、日展において数多くの入選を果たし、国内外でも高い評価を得ている。

多色摺木版画は複数の色を用い重ねることで豊かな表現が可能となることから、鮮やかな色彩が特長である勝平得之の版画では、一作品に対して複数の版木が制作された。

勝平得之の版画作品は、墨摺りから多色摺り、展覧会出品の大判作品から葉書サイズの小品まで数多く、それに伴い版木も数多く残されている。その中でも「官展」に入選し、中央で一定の評価を得た作品の版木が本物件であり、勝平得之の木版画への思い、技術の粋が集約されたものである。

勝平得之の版画は現地での入念な観察、スケッチをもとに制作されており、秋田に生きる人々を中心に当時の町並みや農村、伝統行事などが精緻な描写で描かれ、作品としてだけではなく往時の秋田の風俗を伝える貴重な記録資料でもある。

本版木群は、制作当時のままの状態で保存されており、郷土秋田を描いた木版画家・勝平得之の業績ならびに制作技術を後世に伝える貴重な資料である。

令和5年度秋田市指定文化財候補物件資料

- | | | | |
|---|---|---|-----------------------------------|
| 1 | 名 | 称 | 勝平得之版画版木 |
| 2 | 員 | 数 | 20組 |
| 3 | 種 | 別 | 有形文化財（歴史資料） |
| 4 | 所 | 在 | 地
秋田市大町三丁目3番21号
秋田市立赤れんが郷土館 |
| 5 | 所 | 有 | 者
秋田市 |
| 6 | 年 | 代 | 昭和 |
| 7 | 説 | 明 | |

本物件は、本市出身の木版画家である勝平得之（1904年～1971年）が、版画を制作する際に用いた版木群である。

勝平得之は、秋田市鉄砲町（現大町六丁目）で生まれ、家業は紙漉き業と左官業であった。20才の頃に浮世絵版画や墨摺り版画に影響を受け独学で版画を学び、色鮮やかな独自の多色摺木版画の技法を完成させた。秋田を離れることなく、生涯にわたり秋田の風景や風俗、そこに生きる人々の生活の様子を描き続け、日本最大級の総合美術展覧会であり、いわゆる「官展」と称される帝展、文展、新文展、日展において数多くの入選を果たし、国内外でも高い評価を得ている。

伝統的な浮世絵版画は絵師、彫師、摺師による共同作業で制作されるが、勝平得之は制作当時主流であった創作版画の思潮をもとに三工程すべてを自らが行うことで、自身が意図する版画表現を可能なものとした。勝平得之は三工程の中でも特に彫りや摺りへの思いが深かった作家であり、地域に伝わる古版木にも着目し、古版木を用いた摺りも行っている。

多色摺木版画は複数の色を用い重ねることで豊かな表現が可能となることから、鮮やかな色彩が特長である勝平得之の版画では、一作品に対して複数の版木が制作された。一般的に版画家は版木を処分することが多いとされるが、勝平得之は多くの版木を残している。これらは三工程すべてを自らが行い多色摺りとすることで独自の版画表現を得ていたこと、また絵師のみならず彫師、摺師および古版木に対する思いが根底にあったことも大きい。

勝平得之の版画作品は、墨摺りから多色摺り、展覧会出品の大判作品から葉書サイズの小品まで数多く、それに伴い版木も数多く残されている。その中でも「官展」に入選し、中央で一定の評価を得た作品の版木が本物件であり、勝平得之の木版画への思い、技術の粋が集約されたものである。

勝平得之の版画は現地での入念な観察、スケッチをもとに制作されており、秋田に生きる人々を中心に当時の町並みや農村、伝統行事などが精緻な描写で描かれ、作品としてだけでなく往時の秋田の風俗を伝える貴重な記録資料でもある。

本版木群は、制作当時のままの状態で見守られており、郷土秋田を描いた木版画家・勝平得之の業績ならびに制作技術を後世に伝える貴重な資料である。

文化財指定し、本物件に目を向けることで、今後も適切な保存が継続されるとともに、勝平得之の版画制作に関する研究がさらに促されていくものである。

【物件一覧】

別紙のとおり

【参考図書】

- ・ 秋田県立近代美術館『生誕100年 知られざる勝平得之 ―故郷をみつめる新しい眼―』（2004年）
- ・ 秋田市立赤れんが郷土館・勝平得之記念館『勝平得之記念館作品集』（2001年）
- ・ 加藤隆子『勝平得之 創作版画の世界』（株式会社秋田魁新報社、2021年）

物件一覧

帝展、文展、新文展、日展入選作品一覧

作品番号	作品名	展覧会名	入選年	版木枚数	面数
1	雪国の市場	帝展	昭和6年	3	6
2	雪の街	帝展	昭和7年	3	6
3	櫓	文展鑑査展	昭和11年	6	12
4	造花	新文展	昭和12年	6	12
5	【花四題】春(ツバキ)	新文展	昭和13年	4	6
6	【花四題】夏(ハス)	新文展	昭和13年	3	6
7	【花四題】秋(菊)	新文展	昭和14年	4	6
8	【花四題】冬(なんてん)	新文展	昭和14年	4	6
9	送り盆	紀元二千六百年 奉祝美術展覧会	昭和15年	6	12
10	雪国の子どもたち	新文展	昭和18年	3	6
11	盆市	日展	昭和21年	3	6
12	大漁盆踊	日展	昭和22年	4	8
13	豊年盆踊	日展	昭和23年	6	12
14	【米作四題】堆肥運び(冬)	日展	昭和24年	6	12
15	【米作四題】田植(夏)	日展	昭和25年	6	12
16	【米作四題】刈あげ(秋)	日展	昭和26年	6	12
17	【米作四題】耕土(春)	日展	昭和27年	6	12
18	【祭四題】たいまつ祭	日展	昭和30年	6	12
19	番楽	日展委嘱	昭和31年	3	6
20	飾山囃子	日展委嘱	昭和32年	3	6

※作品番号19、20は入選ではなく委嘱作品

指定文化財「勝平得之版画版木」の各作品概要

1 「雪国の市場」

昭和6年、帝展の初入選作品

題材は、冬の秋田市通町での朝市の風景

2 「雪の街」

昭和7年、帝展入選

題材は、秋田市保戸野の菊谷小路周辺の雪景色

3 「櫓」

昭和11年、文展鑑査展入選

題材は、秋田県北地方における当時の冬季主要交通・運送手段の馬ぞり

4 「造花」

昭和12年、新文展入選

題材は、春彼岸に供える花が必要だが、時期的に生花がないため、代わりとして造花が売られている様子

5 【花四題】「春（ツバキ）」 昭和13年、新文展入選

6 【花四題】「夏（ハス）」 昭和13年、新文展入選

7 【花四題】「秋（菊）」 昭和14年、新文展入選

8 【花四題】「冬（なんてん）」 昭和14年、新文展入選

題材は、秋田の四季と花売り風俗で、春夏秋冬の4点組み物作品

背景の色で季節を表現しつつ季節ごとの花を売る女性を表現するとともに、秋田の特徴的な装束も描かれている。

9 「送り盆」

昭和15年、紀元二千六百年奉祝美術展入選（※）

題材は、横手を代表する伝統行事の送り盆祭り

※ 神武天皇の即位から2,600年目にあたる年を記念し、開催された官展
なお、例年の新文展は開催されず。

10 「雪国の子どもたち」

昭和18年、新文展入選

題材は、旧六郷町などを取材したものにより、小正月の風習や子どもたちの遊びの風景が描かれている。

11 「盆市」

昭和21年、日展入選

題材は、秋田市馬口労町で開かれていた草市（※）

※ 草市はお盆前日に開かれ、供え物や花を売る夜店が立ち並んでいた。

12 「大漁盆踊」

昭和22年、日展入選

題材は、男鹿市船川で行われていた盆踊り

13 「豊年盆踊」

昭和23年、日展入選

題材は、羽後町で行われていた西馬音内盆踊り

14 【米作四題】「堆肥運び（冬）」昭和24年、日展入選

15 【米作四題】「田植（夏）」昭和25年、日展入選

16 【米作四題】「刈あげ（秋）」昭和26年、日展入選

17 【米作四題】「耕土（春）」昭和27年、日展入選

題材は、四季を通じて農作業に励む農民の姿を描いた田園風俗

巧みな遠近法を用いて田園の広がり表現しているとともに、戦前の失われていく秋田の農村の原風景、変わりゆく農村風俗を描いている。

18 【祭四題】「たいまつ祭」

昭和30年、日展入選

題材は、旧大曲市にある大日神社で旧暦4月17日に行われていた地域の祭り

19 「番楽」

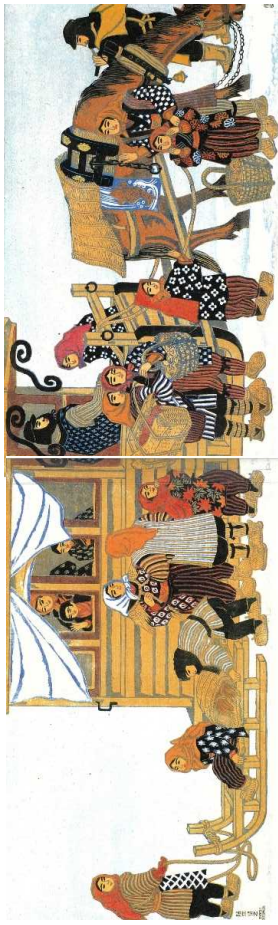
昭和31年、日展委嘱作品

題材は、旧阿仁町で旧暦8月13日の晩に行われていた幸屋渡番楽

20 「飾山囃子」

昭和32年、日展委嘱作品

題材は、旧角館町で行われる「角館祭りのやま行事」の中で、神明社の祭礼で演じられていた飾山囃子



(上)③「橇」

(下)④「造花」



①「雪国の市場」

②「雪の街」



⑤花四題
「春(ツバキ)」



⑥花四題
「夏(ハス)」



⑦花四題
「秋(菊)」



⑧花四題
「冬(なんてん)」

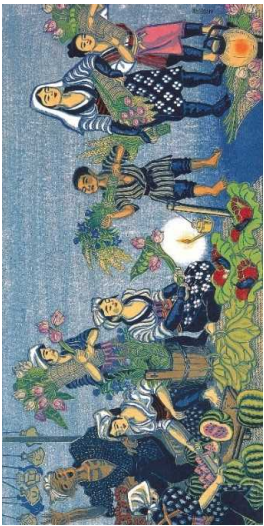


(右)
⑨「送り盆」

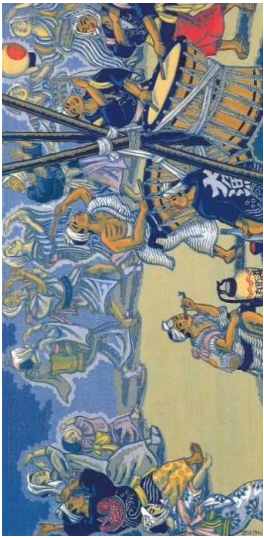


(右)
⑩「雪国の子どもたち」





(上)①「盆市」

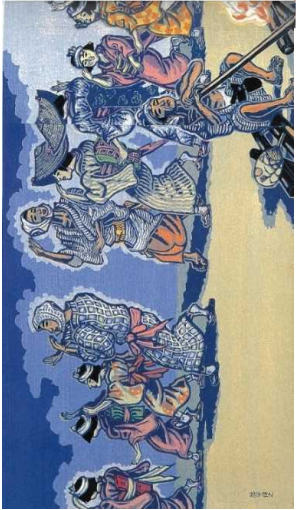


(上)⑫「大漁盆踊」



(右上)

⑬「豊年盆踊」



(右)
⑱「たいまつ祭」



(左上)
⑲「番楽」



(左下)
⑳「飾山囃子」





(上)⑭米作四題「堆肥運び(冬)」
(下)⑮米作四題「田植(夏)」



(上)⑯米作四題「刈あげ(秋)」
(下)⑰米作四題「耕土(春)」





⑤花四題
「春(ツバキ)」
版木全面



学校適正配置に関する地域協議の開催状況等について

秋田市小・中学校適正配置基本方針に基づき、地域ブロック協議会において、学校統合の方向性（学校の組合せ）が決定した地域については、学校統合検討委員会で統合の可否を検討している。

また、検討委員会において、学校統合の合意が得られたところについては、学校統合準備委員会で、統合の実施に向けた具体的な準備作業を行っている。

1 学校統合検討委員会の開催状況等

(1) 第5回築山小、中通小学校統合検討委員会【2月22日(木)開催】

ア 今回の委員会での確認事項

- ・地域、保護者、教育委員会は、統合後の校舎を秋田南中の改築に合わせて整備を予定する小中併設校校舎として、統合することに合意した。（3月6日合意書調印）
- ・統合する時期は、小中併設校が完成する日が属する年度の翌年度とする。
- ・統合に伴い、通学距離や時間が長くなる児童には、地域およびPTAと教育委員会が連携し、通学路の安全確保に努める。
- ・統合に伴う学校の名称、交流事業の実施、指定学校変更の取扱いなどについては、学校統合準備委員会において協議する。

2 学校統合準備委員会の開催状況等

(1) 第4回土崎小、土崎南小学校統合準備委員会【3月5日(火)開催】

ア 今回の委員会での確認事項

- ・2校の歴史や伝統を引き継ぎながら、未来に向かって進んでいけるよう、校名は新生「土崎小学校」とし、校章、校歌は新たに制定する。
- ・今回の確認事項を各所属団体に情報共有するとともに、次回以降、校章、校歌の選定方法や体育着等の指定物品などの具体的な検討を行う。

3 今後のスケジュール

(1) 地域ブロック協議会

開催日	地域ブロック協議会	地域
4月以降	第7回河辺地域ブロック協議会	河辺

(2) 学校統合検討委員会

開催日	学校統合検討委員会	地域
3月14日(木)	第5回土崎中、将軍野中学校統合検討委員会	北部
3月25日(月)	第1回飯島小、下新城小学校統合検討委員会	
4月以降	第8回旭北小、旭南小学校統合検討委員会	中央
	第7回浜田小、豊岩小、下浜小学校統合検討委員会	西部
	第6回秋田北中、飯島中学校統合検討委員会	北部

(3) 学校統合準備委員会

開催日	学校統合準備委員会	地域
3月18日(月)	第11回下北手中、城東中学校統合準備委員会	東部
4月以降	第1回築山小、中通小学校統合準備委員会	中央
	第5回土崎小、土崎南小学校統合準備委員会	北部
	第5回広面小、太平小、下北手小学校統合準備委員会	東部
	第3回河辺小、戸島小学校統合準備委員会	河辺

※上記地域協議については、進捗状況により、順次、開催する。